

平成31年第4回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年4月24日
13時30分～15時30分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

平成31年第4回海老名市農業委員会定例総会

平成31年4月24日「平成31年第4回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平、

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4 議案第20号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第5 議案第21号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について（報告）
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。(開会の時間： 午後 1 時 3 0 分)

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。また、農地利用最適化推進委員の6名も全員出席をいただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、2番委員、3番委員を指名いたします。

それでは、4. 報告事項の3ページから5ページ、(1) 活動状況報告、(2) 農地異動状況調、(3) 県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願い申し上げます。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告でございますから、この程度にさせていただきますと思います。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書6ページ、日程第1、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 13 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨が規定されています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

提案説明の前に、農地法第 3 条の農地の権利を移転又は設定するときの許可基準につきまして、先日研修会で県職員からご説明がありましたが、今日は初回でございますので、もう 1 度改めて確認させていただきたいと思います。

本日お配りしております当日配付資料、こちらの A 4 縦の資料の 3 ページをお開きください。「農地法第 3 条の許可基準について」という資料でございます。

農地の権利を移転、または設定するときの許可基準については、権利を受ける方が個人の場合には、この資料にございますとおり、大きく 4 つの観点の要件がございます。左上の①からご説明をいたします。1 つ目は、全部効率利用要件と呼んでいるもので、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、取得後耕作又は養畜の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと」という要件です。これは、「権利を取得しようとする者又は世帯員等の経営規模、作付作物等を踏まえ、(機械・労働力・技術)の要素等を総合的に勘案して判断する」こととしています。個別案件の審議では、地区担当委員から申請者世帯の農業経営の状況などのご報告やご意見をいただきます。また、事務局から補足説明として、申請書や農家基本台帳に記載されている申請者世帯の農業用機械の保有状況や、申請者世帯の農業従事者、それぞれの農業従事日数や、農業経験年数を報告いたします。これらから要件を確認させていただきたいと思います。

次に、右上の②でございます。2つ目の要件は、農作業常時従事要件と呼んでいるものでございまして、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、取得後、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること」という要件です。「常時従事は年間150日以上農作業に従事している場合をいう」とこととされています。この150日というのは、1人で150日ということではなく、世帯員全員の従事日数の合計で判断いたします。申請書や農家基本台帳に記載されている世帯員それぞれの年間農業従事日数を事務局から報告いたしますので、年間150日以上農作業に従事しているかをご確認いただきたいと思います。

次に、左下の③、下限面積要件という要件でございます。こちらは、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が下限面積（海老名市においては30アール）に達すること」という要件でございます。申請者世帯の現在の農業経営面積は、事務局から報告するほか、議案書にも記載しております。

最後に、右下の④、地域との調和要件と呼んでいるものでございます。「取得後の耕作又は養畜の事業内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと」という要件です。申請書には、この要件に対応した項目がありますので、記載事項を事務局が補足説明として申し上げます。地区担当委員のご報告、ご意見に加え、事務局からの説明から要件をご確認いただきたいと思います。

それでは、案件の提案説明をいたします。議案書6ページにお戻りいただきましてご覧いただければと思います。

受付番号13、申請地は、社家字■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりで、合計■■■■■平米です。譲受人は、社家■■■■、■■■■■■、持分3分の2、■■■■、持分3分の1、譲渡人は、社家■■■■■■、■■■■■■、権利の種

類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。

現地の案内図及び写真は、議案書と一緒に郵送しておりますこちらの資料1にございますのでご覧ください。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 地元社家地区委員としまして、ふだんからつき合っている方ということで、■■■さん並びに■■■さんにつきましては、労働日数は240日を超えているということ、トラクター、耕運機、諸農機具等を所有しております、十分に畑作、また、水田耕作は可能だということです。そして、新たに規模拡大ということなのですが、この後、審議される5条の規定で所有権移転ということで、2反、20アールほど売買しております。その代替地として所得したということも検討していただければと思います。以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 譲受人の■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■さんとその子の■■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、平成31年の農家基本台帳によると■■■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は年間240日、■■■さんの農業経験年数は35年、農業従事日数は年間120日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機2台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック1台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 昨日、現地を第1班で確認してきました。現地は耕うんされており、農地としてしっかり管理されておりましたので、問題ないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号13について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 まず、提案説明の前に、委員の皆様には新人研修等でご説明しておりますが、農地法第4条及び第5条の規定による農地転用の仕組みを改めてご確認いただいてからご審議をいただければと思います。繰り返しの内容になる部分も多く、大変恐縮ではございますが、改めてお聞きいただき、ご確認いただければと思います。

本日お配りしております、こちらの当日配付資料4ページをお開きください。「農地転用許可制度の概要—農地法—」という資料でございます。5ページ以降、「審査基準」という資料がございます。こちらをあわせて使ってご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

農地転用の許可に関する審査につきましては、審査基準をもとに行っておりますので、委員の皆様には時間のあるときにこの5ページ以降の審査基準というものをお読みいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

農地法第4条及び第5条では、農地を転用する場合、転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事または農林水産大臣の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

農地転用の許可基準は、大きく3つございます。お配りしている資料4ページの「農地転用許可制度の概要―農地法―」という資料の真ん中の枠の左側に農畜分とありまして、これの右側の枠の中に立地基準という記載がございます。農地転用をしようとする場所によって判断されるこの立地基準が許可基準の1つ目となります。また、立地基準の右側を見ていただきますと一般基準とありますが、これは転用が確実に行われるものであるか、周辺農地への被害防除が適切であるかなどによって判断されるもので、この一般基準が許可基準の2つ目となります。3つ目は、こちらの一覧の資料には記載がないんですけれども、審査基準のほうに記載がございます、県が定めている転用目的ごとに要件が異なる個別基準という基準がございます。

まず、1つ目の立地基準についてご説明をいたします。資料はこちらの4ページの表をご覧くださいと思います。立地基準は、大きく5種類に区分されております。こちらの資料の農地区分と記載されている部分の下に5種類の区分の説明がございます。上からご説明いたしますが、1つ目が、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地で、農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地は、農地転用が原則不許可となる農地区分です。その下の2つ目が、市街化調整区域内の農地で、農業公共投資が行われてから8年以内の農地、集団農地で高性能農業機械での営農が可能な農地ということで甲種農地に区分されます。甲種農地は、農地転用が原則不許可ですが、海老名市内に甲種農地に該当する農地はございません。その下の3つ目ですが、10ヘクタール以上の農地が広がっている集団農地の区域

内の農地、農業公共投資の対象となっている農地、生産力の高い農地で、第1種農地と区分されます。第1種農地は、農地転用が原則不許可となる農地区分ですが、農業用施設用地としての転用や、農業集落に接続した区域内に農家住宅を建てる場合など、例外的に許可となる場合もございます。その下の4つ目が、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地に区分されます。第2種農地は、次に説明いたします第3種農地に立地困難な場合などに許可となる農地区分でございますが、その土地に代えて事業の目的が達成できるような土地がない場合のみ、許可となる農地区分でございます。最後の一番下の5つ目ですが、都市的整備がされた区域内的の農地、市街地にある農地で、第3種農地に区分されます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる農地区分でございます。今ご説明いたしましたのは立地基準の概要的な部分でございますが、これらの区分についての具体的な要件については、次のページからの審査基準という資料に細かく記載がございます。後ほど、案件ごとに、今回の申請があったものについて、審査基準のどこに該当するのかというところもご説明をいたします。

また、立地基準を判断する際の留意点としまして、農用地区域内農地かどうかという点と甲種農地かどうかという判断をした結果、どちらにも該当しないということが確認できましたら、その次は第3種農地かどうかを判断することとなっております。例えば10ヘクタール以上の集団農地の区域内的の農地で、第1種農地の要件があるような土地であったとしても、周辺の市街化の度合いによって第3種農地と判断できるという場所につきましては、立地基準としては第3種農地で、農地転用が原則許可となる区分に該当することとなります。第3種農地でない場合には、第2種農地かを判断し、第2種農地にも該当しないという場合、第1種農地かどうかを判断いたします。また、いずれにも当てはまらない場合には、その場所は第2種農地と判断されることとなります。

続きまして、許可基準の2つ目、一般基準でございます。一般基準

地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。この第3種農地の具体的な判断基準といたしましては、当日配付資料の13ページをご覧ください。こちらの資料13ページの中ほどから少し下のところ、(4)第3種農地という項目がございます。その続き、ア、要件といたしましては、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、次に掲げる区域内にあるもの」が第3種農地と判断される要因となっております。

この要件のうち、資料14ページをご覧ください。14ページの一番下のところですが、(イ)という項目がありまして「宅地化の状況が次に掲げる程度に達している区域」という項目でございます。その続きに「a 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること」という記載がございます。今回の案件に関しましては、こちらに該当いたしますので、立地基準は第3種農地と判断でき、許可基準のうち、立地基準は満たしているものと考えられます。

続きまして、土地利用の計画を説明いたします。許可基準の2つ目、一般基準のうち、周辺農地への被害防除措置が適切であるかなどについて、資料2-2、平面図をご覧ください。資料2-2には、申請地に水道管を埋設した後、整地、砂利敷きするという計画でございます。敷地の種類は、西側を除いてコンクリートブロック2段で囲って土どめとし、ブロックの上に60センチのネットフェンスを設置する計画となっております。また、雨水排水につきましては、申請地を砂利敷きとすることで敷地内浸透処理をするという計画になっております。

資料2-3をご覧ください。こちらが申請地の断面図になります。上の図面が申請地を東西に切ったもので、図の右が住宅を建築する宅地、左が道路となり、こちらから水道を引く計画です。下の図面が申請地を南北に切ったもので、図の右が畑、左が宅地でございます。現在、申請地は道路側が一番低く、宅地側の地盤面が少し段差があり、高くなっておりますけれども、こちらについては整地して、道路側、宅地側ともに

段差は生じない計画となっております。

なお、申請地は、北側のみ農地と接しておりますが、コンクリートブロック 2 段で土どめとするほか、雨水排水は申請地を砂利敷きとすることで敷地内浸透処理をする計画となっております。これらによって土砂の流出、崩壊や周辺農地への悪影響が防がれる計画でございます。

土地の利用計画に関しましては以上でございますけれども、現地の状況について補足をさせていただきますので、資料 2-1 に戻っていただき、現地の写真をご覧ください。写真を見ていただきますと、特に写真②ですが、プラスチックの板や木の板、枝等がいろいろ散乱している状況で、農地としての状態がよくない状況が見受けられるのではないかと思います。現在こういう状況なんですけれども、こちらの申請が上がる前は、この農地には木が生い茂っていて、状態がよくわからないという実情でございました。こちらの農地転用に関しましては今年 2 月の時点から相談がございまして、農地転用の申請前には農地として見られるように片づける必要があるということを事務局から伝えておりました。今月 8 日に申請があった際にも、申請者に現地の状態を尋ね、片づけは終わっているとのことでしたが、15 日に事務局で現地を確認したところ、空き缶、雑誌などが捨てられている状態でした。そのため、17 日までに片づけるよう指導しましたが、17 日に確認した際には改善が見られなかったため、翌 18 日にも現地を確認し、雑誌などがなくなった状況を確認いたしましたので、申請を受け付けることとした経緯がございます。

しかし、昨日、第 1 班の委員の皆様と現地調査をした際には、現地には相変わらずいろいろなものが散乱していて、農地として見るのは難しいのではないかというご意見をいただきました。現地が農地として見られる状態であるかどうかという点については、農地転用の許可基準の中には「申請時において、申請者が農地法違反の行為を行っている場合」以外に明記がございませんけれども、農地転用の申請である以上、現地は農地である必要があると考えておまして、海老名市農業委員会の過

去の案件においても、状態の悪い土地については許可申請の前に改善を依頼してきた経緯がございます。委員の皆様には、土地利用計画に関することのほか、申請地の農地としての状態に関することも含め、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 今、事務局からお話があったように、昨日、第1班で見してきました。周辺は確かに住宅地になっておりましたが、現地はとても農地として見られる状態ではなかったことをご報告いたします。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑はないようでございますので、意見のある方。

【11番委員】 実は私も、昨日、現地調査班の一員として現地を確認させていただきました。そういう中で、今、8番委員がお話しされたように、現地の状況は非常に煩雑な状況と、まさに現在、今回の申請の箇所は進入路としての1メートル幅で、10メートルほどの敷地を分筆して、そこを水道管の用地とするという申請の内容になっておりますけれども、現実にはこの場所は一体的な農地としてあったものを分筆して、この部分に水道管を埋設する用地とされたものです。写真①の左側のほうが当該の農地であったわけですが、ハウスの中に大分廃材が入っていたり、現地の状況は惨たるもので、いわゆる土質形状的に大分処理が、原状回復にはほど遠いような状況、環境がございます。少なくとも、農地としての原状回復が見込めるまでは、やっぱりこの許可をするのはいかがなものかなといった意見、感想でございます。

【議長】 ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見、質疑等がなければ採決に行きますが、取り扱いに対するご意見もございませんか。

(「なし」の声あり)

- 【議長】 ないようでしたら、採決に入りますが、よろしゅうございますか。
- 【8番委員】 こういう状況ですので、事務局からも再三原状回復ということをお話していますから、審議継続という形ではいかがかと思えます。
- 【議長】 審議を継続してほしいというご意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。
- 【20番委員】 先程の11番委員と一緒に、昨日、私も第1班として現場を見させていただきました。そんなところ、現場で事務局からよく説明をしていただき、また、今ここでも説明をいただきましたけれども、当然ですけれども、皆さん、第1班以外の方は現場を見ておられないから、写真程度でご判断されるということであるんですけれども、行ってみると、どうしても農地としてふさわしくないと私は見受けられます。議決権はないんですけれども、今の8番委員の意見に同意をさせていただくようなことでございます。
- 以上でございます。
- 【議長】 継続というご意見でございますね。
- 地区委員の12番委員、どうでございますか。一番身近でご存じかと思えますが。
- 【12番委員】 片づけるのは、今までの持ち主の人が片づけるのか、業者の人が片づけるのか、そういうことは市で聞き取られているんですか。
- 【主査】 本来的には、こちらの土地についてはまだ農地転用されておきませんので、片づける義務は一応地主さんにあるということなんですけれども、こちらはもう農地転用したいという申請が上がっておりますので、事務局からの指導としましては、■■■■■■■■■■が転用したいということでございますので、この申請者の代理人に片づけるように指導してきた経緯がございます。その指導の結果、どなたが片づけるかというところについては、事務局としては特に関与はしておりません。
- 以上でございます。
- 【12番委員】 地元ですので、実は地主、持ち主の人のお話を聞いたんですけれども、

当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのことでございます。

それでは、立地基準をご確認いただきます。資料3-1の左下、農地区分という部分をご覧ください。当該地は第3種農地と判断しております。これは、先ほどご審議いただきました受付番号4と同様に、市街化区域から申請地まで住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしているということから判断できます。第3種農地は農地転用が原則許可となる立地区分ですので、立地基準は満たしているものと考えられます。

続きまして、土地利用の計画でございます。一般基準のうち、周辺農地への被害防除措置が適切であるかなどについて一緒に確認していただければと思います。資料3-2の土地利用計画の平面図をご覧ください。図は左側が北を示しております。申請地を場所により最大1メートル程度盛り土して転圧し、トラック44台、乗用車29台、合計73台分の駐車場を整備します。周囲は、北側と南側の水路との境界に場所により4段から7段の型枠CPを設置、東側の住宅との境界にコンクリートブロック1段、東側の田んぼとの境界にRC擁壁とコンクリートブロック1段を設置し土どめとするほか、住宅との境界は80センチの目隠しフェンス、それ以外は1メートルのメッシュフェンスで囲い、ごみ等の飛散を防止します。西側は水路部分がコンクリート造りになっているため、そのまま、フェンスの設置もしないそうです。土どめの頭は20センチほど出る計画となっております。出入口は図面の下側、西側の市道から行います。

雨水につきましては、申請地を砂利で舗装した上、雨水トレンチを埋設し、敷地内浸透処理とする計画でございます。

続いて、東側の田との境界の処理についてご説明いたします。現況は畔がありますが、筆の境界がこの畔にかかってしまっておりますので、今回の転用によって畔の幅が狭くなり、耕作がしづらくなってしまう状況がございます。この点につきましては、資料3-2の上、図面の田と

の境界の部分に「クロ 幅500mm 新設」という記載がございますが、隣地に従前と同程度の幅の畔を転用者の責任で設けることとなっております。また、この田は、図面の左側、北側の住宅の地下に設置済みの暗渠管から水を引いておりますが、水の量の調整を容易にするために、暗渠管の出入り口に開閉できる蓋を転用者の責任で設置することとなっております。これらにより、周辺の農地の営農には支障が出ないような計画とされております。

続きまして、造成計画です。資料3-3をご覧ください。網かけの部分、図面の左側、方角で言うと北側の市道の部分、申請地の一番左下にAという記載がございます。また、図面の左上、同じ市道の上のほうですけれども、Bという記載がございます。同じ図面の右側にはそれぞれ、Aに対応する場所にA'、Bに対応する場所にはB'という記載がございます。また、図面の下側、出入り口部分のところにC、その少し右側にD、図面の上側、C、Dに対応する部分に、C'、D'という記載がございます。A-A'の断面が、次の資料3-4の断面図のA-A'と対応しており、BからDについても同様に対応しております。A-A'とB-B'が申請地を南北、C-C'とD-D'が申請地を東西に切った図面になります。これらのうち、特に農地との境界をご確認いただきたいと思います。

資料3-4のC-C'とD-D'、下側2つの図面をご覧ください。こちらについては右側が田んぼとの境界になります。境界部分は田んぼ側が1メートルほど低くなる計画ですが、1メートルの高さのRC擁壁と15センチのコンクリートブロック1段を設置することで、土どめの頭が20センチほど出るようになります。これらによって、土砂の流出、崩壊が防がれる計画となっております。

資料3-5には道路からの出入り口部分となるボックスカルバートの詳細の図面がございますのでご覧ください。西側の市道からの進入路の部分を拡大したものになります。出入り口は南北に12メートル幅のものを1カ所設けるという計画で、その部分のみ水路をボックスカルバー

トへつけかえます。また、グレーチングを3カ所設置することによって水路の管理ができるよう配慮がされております。また、この道路は有馬高校等の通学路となっておりまして、大型車両の出入りには危険が伴うことから、車両の出入り時には回転灯及びブザーが鳴るよう措置をするという計画でございます。

資料3-6をご覧ください。こちらは東側の田との境界に設置するRC擁壁の詳細図でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、田んぼ側に50センチの畔を設けることがご確認いただけるのではないかと思います。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。委員の皆様には今ご確認いただきました観点からご審議をいただきまして、総合的にご判断をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 昨日見てまいりまして、農地として現場はしっかり管理されておりました。また、隣に残ってしまう田んぼについても、用水とか、畔とかも新設するということなので、影響は少ないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

【11番委員】 私も昨日、現地調査をした一員でございますけれども、そういう中で、資料3-2に土地利用計画図がございます。これは約5反ほどの面積のところを砂利舗装して、駐車場をつくるというふうな計画になっておりますけれども、また、図面の中には右下に「建築物無し」という表示もございます。そのような状況で土地利用されますけれども、現実的には、砂利舗装といっても、これだけの面積になると、例えば風やなんか吹いたとき

に相当にほこりや何かの問題があったり、あるいは雨水の処理は、この図面にも書かれておりますけれども、雨水トレンチをつくって、そこにためる、浸透させるという形ですけれども、現実的に砂利舗装の表面から流れ出たものを雨水トレンチに入れても、実際にはそこが目詰まりしたり、そういう状況がそんなに時間がかからないうちに発生する危険性があると思うんです。ですから、そういった観点から、そういう形での将来的なトレンチの維持管理を適切に行うよう指導していただきたいという問題。

それから、今ここには「建築物無し」と書かかれておりますけれども、これだけの面積に、これだけの車を駐車して、例えばトイレや手洗い、あるいは事務所的な問題は本当は必要なのではないかとということが想像されるんですけれども、そういったことに対して、今回、許可をするに当たって、何らかの形での確認をしておく必要があるのではないかなといった感想、意見を持っております。

以上です。

【議 長】 要望でよろしいんですか。

【11番委員】 はい、要望です。

【議 長】 それとも対策を聞きますか。

【11番委員】 私の意見として、要望で結構です。

【議 長】 こういう要望がございましたので、事務局からお願いします。

【主 査】 まさに今、11番委員からいただきましたご要望についてなんですけれども、特に事務所、こちらには「建築物無し」とございますが、申請の段階で、申請地には建築物は建てませんという誓約書を申請者から提出はさせております。しかし、実際には、やはり転用許可を受けて、現地が転用された後に、そういったものが建ってしまったという事例を聞いたことはございますので、この点については事務局から再度申請者にはこういうことがないように申し入れをしたいと思っております。この図面のとおりやるようお願いしたいと思っております。また、トレンチ管につきましても、目詰まりする危険性があるということで、管理をしっかりとするということはお伝えしたいと思っております。

り、専業の農業従事者として、■■さんは兼業の農業従事者として登載されておりました。このことから特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いたします。7番委員。

【7番委員】 このたび下今泉地区から出ました農業委員の7番委員です。初めての説明で、お聞き苦しいところはどうぞお許してください。

■■■さんが昨年亡くなりまして、長男の■■さんが後を継がれるということで、■さんは亡くなるまで長年農業に従事されており、■■さんも以前から一緒に農業に従事されていたということですので、特に問題はないかと思われま

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見も質疑もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号2について、賛成の方の挙手を求めま

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第20号、引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 この引き続き農業を行っている旨の証明ですが、この証明は、さきに説明いたしました農地の相続税の納税猶予を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要となるものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けてい

る農地を農地として管理してきたかということを経営委員会が証明するものとなります。

受付番号6、被相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■、相続人には、同じく、本郷■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年3月29日から平成31年3月26日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■■■■平米、ほか14筆、議案書のとおりです。全て農業振興地域内の畑で、合計、■■■■■■■■■平米となります。こちらに関しては、事務局で3月28日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。こちらの証明ですが、本来であれば総会後に出すところでございますが、今回は税務署への書類提出期限の関係で専決処分とさせていただいた旨をご報告させていただきます。

以上でございます。

【議長】 受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第21号、農地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号13について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程させていただきます。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市はそれに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに、権利の設定の効果が生じま

橋■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、平成31年5月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。こちらは、農業振興地域内、1件の新規の計画です。今回、■■さんのほうで耕作面積を拡大したいということで申請が来ております。この案件につきましても、4月15日に事務局で申請地と、以前から■■さんが新規就農として借りた農地を現地確認いたしました。両方とも農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件が定められております農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、事務局では特に問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用について(報告)を案件といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置き場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認し

以上です。

【議長】 質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、この件につきまして了承とさせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書12ページから16ページまでの(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号6から9の4件と、農地法第5条の受付番号9から20までの12件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事または農林水産大臣の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書12ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。これらは、平成31年3月1日から平成31年3月31日までの間に届け出がされたものです。受付番号6から9までの4件、全て畑で、合計、1,336平米です。

続きまして、議案書の13ページから16ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間は、同じく平成31年3月1日から3月31日までのものです。受付番号9から20までの12件で、田、127平米、畑、7,321平米、合計、7,448平米です。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。
続きまして、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号5、権利を取得した者は、相模原市中央区上溝■■■■■■■■■
■■■■■■■■■、権利を取得した日は、平成22年4月9日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、ございます。届出に係わる土地の所在ですが、中新田■■■■■■■■■
■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりです。

ここで、議案書の備考欄をご覧いただきたいと思います。ここに「相続した持分は1/2」と記載されております。こちらの土地の残る2分の1の持ち分を相続した方については、■■■さんのご兄弟の■■■■■■■■■
さんという方でございますが、この方につきましては、先月届け出がございまして、3月の定例総会でご報告をしております。また、その際、農業委員会によるあっせんの希望があるということございましたので、事務局で現地調査をしております。

3月に現地調査した際の写真及び現地の案内図が郵送している資料の資料5-1及5-2にございますので、こちらをご覧ください。こちらの写真をご覧くださいますと、現地はきれいに管理されていることがご確認いただけるかと思いますが、農地を取得した■■■さん及び■■■さんは、どなたがここを耕作されているのかはご存じないということございました。農地のあっせんを希望されておるのでございますけれども、そのあっせんにあたりまして、現在の耕作者に確認をする必要がございますので、先月の定例総会で委員の皆様には周知させていただき、いただいた情報をもとに事務局で確認いたしましたところ、資料5-2、A3の資料の上の写真①の中新田■■■■■■■■■だけは耕作者がどなたであるかということが特定できました。しかし、残る2筆につきましては、まだ耕作者の確認ができていない状況でございます。委員の皆様には、こちらの耕作者につきましてお心当たりがありましたら、事務局までお

お知らせくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

【議長】 受付番号5について、質疑のある方。いらっしゃいますか。また、土地に心当たりのある方はいらっしゃいますか。

【6番委員】 私のほうで調べて、ご連絡すればいいですか。

【議長】 もし心当たりがあれば、ぜひお願いします。

【6番委員】 わかりました。

【主査】 ありがとうございます。

【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますので、受付番号5について、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

本日の定例総会の案件を終了いたしましたので、傍聴者の方にはご退席のほどお願い申し上げます。ご苦労さまでした。

次に、その他について、委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。

【主事】 今回、事務局から皆様に農地パトロールの説明をさせていただきたいと思っております。資料は、事前にお配りしておりましたA3のカラー刷りの資料1枚「平成31年度農地パトロール（利用状況調査）／荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施について」、「平成31年度農地パトロール荒廃農地の報告」、「農地パトロール事例」の資料と、あとは事務局で作成しました地図をお配りさせていただいております。その資料を使用して説明させていただきます。

それでは、農地パトロールの説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、カラー印刷されておりますA3の資料をご覧ください。こ

の資料の上のところに、先ほど申し上げました「平成31年度農地パトロール（利用状況調査）／荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施について」とあります。

農地法第30条では、農業委員会は毎年1回、その管轄区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないと定められております。この利用状況調査は海老名市農業委員会も毎年行っているところがございます。今年も実施をさせていただきたいと思っております。今回、初めて調査を行う委員さんもおりますので、少々詳しく説明させていただきたいと思っております。

まず、資料左上の目的、根拠という部分をご覧ください。

農業委員会では、遊休農地、荒廃農地の有無やその状況を把握して、農地の所有者や権利者に対し、農地を適正に管理するように指導します。この手段として、農業委員会が行うとされている調査が2つございます。1つが利用状況調査で、農業委員会が毎年1回、管内の農地の利用状況を調査するものです。もう1つが荒廃農地の発生・解消状況に関する調査というもので、市町村と農業委員会が協力して、市町村内の現況が荒廃農地となっている農地を対象に、その状況等を把握するという調査です。調査名は2つに分かれているんですけども、海老名市では一体として行っております。調査名には特に区別はございませんので、農地パトロールや遊休農地調査、また耕作放棄地調査など、さまざまな呼び方がありますが、本質的には同じものとお考えください。

次に、調査全体の流れをご説明いたします。資料の左下の図をご覧ください。この調査の大まかなスケジュールが示してあります。

まず、5月と6月にかけて、委員の皆様には担当地区の全ての農地を回っていただきまして、調査をしていただきます。その次に、6月の定例総会の日、具体的には6月24日までにその結果を事務局までお知らせいただきまして、事務局はその後、すぐに結果をまとめさせていただきます。7月の定例総会の際に、班分け及び8月に行う現地調査の日程決めを行いまして、8月の中旬に、7月にまとめた調査結果をもとに、委員の皆様と

事務局職員とで4班に分かれて現地調査を行わせていただきます。その調査結果をもとに、地権者へ適正な管理を依頼する文書を発送します。その後、10月末までに解消が見られなかったところが平成31年度の調査結果となります。

次に、具体的にどういったことをするのかという部分を説明させていただきますと、本日お願いする具体的な内容としては、今確認したスケジュールで言いますと、5月、6月のところですが、次に、資料の右下、お願いという部分をご覧ください。調査対象は市内全ての農地となります。各地区の地区担当委員の方には、地区全ての農地の利用状況の調査を行っていただきます。各地区の調査に使っていただきたい地図を本日お配りしておりますので、そちらをぜひご利用ください。また、地区担当にはなっておりません1番委員、3番委員、14番委員につきましても、同じ地図、資料をお配りしておりますので、ぜひ利用状況調査を行っていただければと思っております。ここは農地としてどうなんだといったところがありましたら、事務局まで報告をしていただければと思います。地図には各担当地区のおおよその範囲が入っております。海老名市の地図で言うと、ここら辺が大字の境界だということに線で引いてありますが、もしかしたら実際と異なってしまふ部分があるかもしれません。ほかの地区の農地であっても、目についたところやここは荒れているなどといったような場所がございましたら、そちらも報告に入れていただければと思っております。

また、事務局で皆様にお配りしております緑色の帽子、腕章も、ぜひご活用いただければと思います。

調査対象は全ての農地になりますが、その中でも、特に生産緑地と相続税の納税猶予の特例対象農地、また平成30年に、農地法第3条の許可を受けて、農地として耕作する目的で所有権移転等が行われた農地、昨年度、遊休農地として把握した農地を重点的に確認していただきたいと思っております。重点的に確認していただきたいところには地図上に色をつけて示しております。また、地図の枠外に凡例の記載もありますので、ご確認をいただければと思います。

そして、資料の2枚目「平成31年度農地パトロール荒廃農地の報告」という資料です。

こちらが調査報告用紙となります。5月、6月の間に皆様に調査していただく際、ここは遊休農地だ、荒廃農地だと思われるような土地があれば、こちらに記録をしていただきたいと思います。これはどうかと思うところでも、ちょっと怪しいというふうに感じれば、とりあえず入れておいていただけると、8月に委員の皆さんと事務局とで現地調査を行う際に、遊休農地とするかどうかの検討を複数人で行うことができますので、ぜひ記入いただければと思います。

また、遊休農地、荒廃農地の定義としましては、最初にご覧いただいた資料に戻るんですけども、資料の右上から中段にかけて記載をさせていただいております。

では、そちらの定義を説明させていただきたいと思います。

利用状況調査では、農地法第32条第1項第1号農地と同第2号農地を把握することとされております。1号農地とは、現に耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地です。2号農地が、農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地です。これらの有無を調査することになっております。

荒廃農地調査では、A分類、B分類という分類分けにより把握することになっております。A分類とは、荒廃農地のうち、伐根、整地、区画整理、客土などにより再生することにより、通常の農作業による耕作が可能と見込まれるもの、B分類とは、森林の様相を呈するなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものとなります。これらの有無を調査します。

表現などは違っておりますが、利用状況調査で言う1号農地と、荒廃農地調査で言うA分類というものは同じものであるということになっております。

農業委員会が農地パトロールをすることについては、幾つかの方法で周

知させていただいております。先ほど修正していただきましたとおり、5月または6月ごろにお配りする予定の農業委員会の広報紙「農委だより」や「広報えびな」5月1日号、また、5月には市のホームページ上にも周知の記事を載せる予定でございます。

以上が今回お願いする調査の説明でございます。もう1度要約しますと、皆様のほうでは、お配りした地図をもとに範囲内の農地を見て回っていただきまして、ここは荒廃農地なのではないか、ちゃんと管理されていない農地なのではないかといったことを報告用紙、または地図上に記録していただきまして、6月24日までに事務局まで提出していただくという流れになっております。

説明は以上となります。ご協力、よろしく申し上げます。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

ほかに案件はないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 1時30分から3時30分という長い時間、慎重審議をしていただきましてありがとうございます。これにて閉会といたします。

(終了 午後3時30分)